



診療所の名称	所 在 地	申出の受理の年月日
田 中 医 院	倉吉市上井町二丁目九ノ二	昭和四十二年十一月十五日
江原 齒科 医院	西伯郡中山町中 字荒神の上五ノ二	二十三日
潮齒科医院 岸本町分院	岸本町番原壹ノ一	十二月一日
フエライト診療所	鳥取市岩倉一〇二	"

鳥取県告示第七百九十号

家畜伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて結核病検査、ブルセラ病検査、肝てつ検査、肝てつ駆除のための投薬及びひな白痢検査を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定に基づき牛及び鶏の所有者に対して検査又は投薬を受けることを命ずる。

昭和四十二年十二月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 実施の目的 結核病、ブルセラ病、肝てつ症及びひな白痢予防のため
- 二 実施する区域 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

1 結核病検査及びブルセラ病検査

搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれらの牛と同一構内で飼育している牛。ただし、生後六月以内のもの及びびんべん前後一月以内のものを除く。

2 肝てつ検査及び肝てつ駆除のための投薬

牛。ただし、生後三月以内のもの及びびんべん前後一月以内のものを除く。

- 3 ひな白痢検査  
種鶏及びこれらと同一構内で飼育している鶏
- 四 実施の期日 別表のとおり
- 五 検査又は投薬の方法
  - 1 結核病検査 ツベルクリン皮内反応
  - 2 ブルセラ病検査 ブルセラ急速凝集反応及び試験管凝集法
  - 3 肝てつ検査 皮内反応及び虫卵検査
  - 4 肝てつ駆除のための投薬 ビチオノール製剤投与
  - 5 ひな白痢検査 ひな白痢急速凝集反応

別表  
結核病検査、ブルセラ病検査、肝てつ検査及び肝てつ駆除のための投薬

実施の期日	実施区域	実施場所
一月 八日	伯 仙 町	大高、下郷検査場
一月 九日	岸 本 町	丸山、藍野
一月 十日	伯 仙 町	大幡、坂長
一月 十一日	米 子 市	岡成、浅山
一月 十二日	米 子 市	和田、大篠津
一月 十三日	米 子 市	成実
一月 十六日	岸 本 町	尚徳
一月 十七日	米 子 市	須村、半川
一月 二十日	米 子 市	福生
一月 二十日	米 子 市	大崎、彦名

二十一日	二十五日	西伯町	法勝寺
二十三日	二十六日	"	大園
"	"	"	天津
二十四日	二十七日	米子市	両三柳、米原
"	"	"	夜見、富益
二十九日	二月一日	日吉津村	日吉津
"	"	米子市	春日、豊田

ひな白痢検査

実施期日	実施区域	実施場所
十二月二十五日	米子市	各鶏舎
二十六日	"	"
二十七日	淀江町	"
"	"	"

鳥取県告示第七百九十一号

次の保安林を解除予定の保安林にしたから、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和四十二年十二月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所

気高郡鹿野町大字未用字毛無山二二三二の一、二二三二の六四から二二三二の一〇六まで、大字水谷字太郎右衛門谷東平一〇一六、一〇一七の二から一〇一七の五まで、一〇一八、字稗山一〇一九の二から一〇一九の五まで、

鳥取県告示第七百九十二号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和四十二年十二月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 指定予定に係る保安林の所在場所

気高郡鹿野町大字未用字毛無山二二三二の一、二二三二の六四から二二三二の一〇六まで、大字水谷字太郎右衛門谷東平一〇一六、一〇一七の二から一〇一七の五まで、一〇一八、字稗山一〇一九の二から一〇一九の五まで、字西ノ谷之奥一〇二八の二から一〇二八の四まで、字土落一一一〇の二から一一一〇の四まで、字御崎谷一一一四の二、一一一四の三、一一一四の五、一一一四の六

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採できる立木は、鳥取地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第七百九十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第一項及び第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和四十二年十二月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 (一) 解除に係る保安林の所在場所

東伯郡羽合町大字長瀬字新川前二二九三の一

(次の図に示す部分に限る。)

(二) 保安林として指定された目的

潮害の防備

(三) 解除の理由

指定理由の消滅

二 (一) 解除に係る保安林の所在場所

岩美郡福部村大字海士字高浜八八九の五〇一

(次の図に示す部分に限る。)

(二) 保安林として指定された目的

飛砂の防備

(三) 解除の理由  
道路敷地とするため

三 (一) 解除に係る保安林の所在場所

岩美郡福部村大字湯山字高浜二一六四の四四九

(次の図に示す部分に限る。)

(二) 保安林として指定された目的

飛砂の防備

(三) 解除の理由

国立公園事業敷地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第七百九十四号

昭和四十二年十月二十五日付けで米子市長から申請のあつた土地改良(老朽ため池補強)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により次のとおり告示する。

昭和四十二年十二月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十二年十二月十五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

米子市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百九十五号

昭和四十二年十月二十六日付けで鳥取市長から申請のあつた土地改良(農道整備)事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十二年十二月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十二年十二月十五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申立

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百九十六号

昭和四十二年十月二十七日付けで鳥取市長から申請のあつた土地改良(かんがい排水)事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十二年十二月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十二年十二月十五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申立

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百九十七号

昭和四十二年十月十二日付けで気高町長から申請のあつた土地改良(農道整備)事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十二年十二月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十二年十二月十五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

気高町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百九十八号

昭和四十二年十月二十八日付けで中山町長から申請のあつた土地改良(農道整備)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十二年十二月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十二年十二月十五日から二十日

三 縦覧に供する場所

中山町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百九十九号

昭和四十二年九月三十日付けで青谷町長から申請のあつた土地改良(農道整備)事業計画については審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十二年十二月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十二年十二月十五日から二十日

三 縦覧に供する場所

青谷町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百号

昭和四十二年九月十二日付けで東伯町長から申請のあつた土地改良(農道橋整備)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十二年十二月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十二年十二月十五日から二十日

三 縦覧に供する場所

東伯町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百一号

大山町長から申請のあつた町営土地改良(老朽ため池補強)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十二年十二月四日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十二年十二月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第八百二号

岩美町長から申請のあつた町営土地改良(農道橋)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十二年十二月五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十二年十二月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第八百三号

佐治村長から申請のあつた村営土地改良(農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十二年十二月五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十二年十二月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第八百四号

佐治村長から申請のあつた村営土地改良(農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十二年十二月五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十二年十二月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第八百五号

昭和四十二年十月二十八日付けで米子市葭津渡辺よし子ほか七十七人の者から申請のあつた共同で行なおうとする土地改良事業計画及び規約について、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十五条第三項において準用する同法第八条第一項の規定に基づき審査した結果、これを適当と認めためたので、同法第九十五条第三項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十二年十二月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び規約の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十二年十二月十五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

米子市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期

間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百六号

次の土地改良区は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十七條第一項第二号に掲げる事由により解散したため、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十二年十二月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

土地改良区 の 名称	土地改良区 の 事務所 の 所在地
津ノ井村土地改良区	鳥取市桂木
宇田川土地改良区	西伯郡淀江町淀江

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第八十四号

昭和四十二年十月二十一日現在における鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数は次のとおりであるので、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第四項並びに第七十五条第四項、第七十六条第四項、第八十条第四項、第八十一条第二項及び第八十六条第四項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第二項において準用する場合を含む。）において準用する同法第七十四条第四項の規定により告示する。

昭和四十二年十二月十二日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 定 治

鳥取県において選挙権を有する者の総数の五十分の一の数

七五、五五六人

鳥取県において選挙権を有する者の総数の三分の一の数

一二五、九二六人

鳥取市選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数

二三、四〇二人

米子市選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数

二三、〇六一人

倉吉市選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数

一一、〇四四人

境港市選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数

七、三〇九人

岩美郡選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数

六、一三二人

八頭郡選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数

一三、六五三人

気高郡選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数

五、五〇五人

東伯郡選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数

一五、八九七人

西伯郡選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数

一一、六〇七人

日野郡選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数

七、三一人

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第三十号

鳥取県文化財保護条例（昭和三十四年十二月鳥取県条例第五十号）第三十条第一項の規定により、次のものを鳥取県指定天然記念物に指定したの



で、同条例同条第三項において準用する同条例第四条第二項の規定により告示する。

昭和四十二年十二月十二日

鳥取県教育委員会委員長 井 上 善 一

名 称	員 数	特 徴	所在の場所	所有者
菅野のミズ ゴケ湿原	三六・七坪	湿原であり、ミズゴケ並びに湿原植物の群落として学術上きわめて貴重な資料となる。	岩美郡国府町 大字菅野字向 山八四番地	代表者 森原英太郎

### 公安委員会告示

#### 鳥取県公安委員会告示第五十七号

風俗営業等取締法（昭和二十三年法律第二百二十二号）第五条第一項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行なうので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和四十二年十二月十二日

鳥取県公安委員会委員長 沢 住 辰 蔵

#### 一 聴聞の期日及び場所

昭和四十二年十二月二十一日 午後一時から

鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県警察本内（県庁七階）

鳥取県公安委員会委員室

#### 二 聴聞当事者の住所及び氏名

- 1 鳥取市瓦町二五の二 荒川 美恵子
- 2 鳥取市瓦町一六四 南 照美